

三重武道館解体工事総合評価方式実施要領

(目的)

第1条 この要領は、一般財団法人三重県武道振興会が発注する三重武道館解体工事において、公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条（基本理念）に鑑み、地方自治法施行令第167条の10の2及び三重県会計規則第62条第2項及び第64条第2項に規定する総合評価一般競争入札に係る必要な事項を定め、その適正な活用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合評価方式 総合評価方式とは、建設工事及び設計業務等の質を高めることを目的に、価格と価格以外の要素（技術的要素等）を総合的に評価して落札者を決定する方式をいう。
- (2) 簡易型総合評価方式 簡易型総合評価方式とは、建設工事において入札参加者の申込みに係る価格（以下「入札価格」という。）が、別紙1に定める調査基準価格の算定により算定した額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合（以下「低入札」という。）、入札参加者から入札時に提出された施工体制審査意向確認書により、品質確保の実効性、施工体制確保の確実性及び見積書等との関連性に関する体制が構築されることを確認するために行う審査（以下「施工体制確認審査」という。）を行う方法を用いた総合評価方式をいう。

(対象及び入札方式の指定と執行)

第3条 対象工事は三重武道館解体工事とする。

- 2 一般財団法人三重県武道振興会理事長（以下「理事長」という。）は、競争入札審査会の審査を経て入札方式の指定及び執行を行う。

(落札者決定基準)

第4条 理事長は、地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する別紙2落札者決定基準を定める。

- 2 落札者決定基準には、評価の方法及び落札者決定の方法、その他に関する事項を定める。
- 3 理事長は、落札者決定基準を定めようとするときは、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項の規定により、学識経験者に意見を聴く。

(調査の実施)

第5条 理事長は、落札候補者の入札額が調査基準価格を満たさない場合、落札の決定を保留し、落札候補者によりその価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて、次の各号の内容の調査を行う。

- 一 その価格により入札した理由
 - 二 入札価格の内訳書
 - 三 手持ち工事の状況
 - 四 その他の必要な事項
- 2 理事長は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは、その者は失格とし、次順位者を落札候補者とする。
- 3 理事長は、競争入札審査会に諮ったうえで、落札候補者に加え、他の低入札者にも同時に調査資料の提出を求めることができるものとする。

(技術審査会)

第6条 理事長は、総合評価に係る基準の設定、提出された技術資料の審査及び評価、評価値の算出、学識経験者への意見聴取、施工体制確認審査等を行うため、総合評価方式技術審査会（以下「技術審査会」という。）を設置する。

- 2 技術審査会の要領は、別に定める。

(意見聴取)

第7条 地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項に従い、学識経験者に意見を聴く。

(入札公告及び入札指名者への通知)

第8条 理事長は、総合評価方式による解体工事の入札を行うにあたり、次の事項について公告しなければならない。

- (1) 総合評価一般競争入札の方法による旨
- (2) 当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準

(落札者の決定)

第9条 落札者の決定については、落札者決定基準により得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者とする。

- 2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を定める。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じて三重県が定める要領等を準用し、又は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成30年7月19日から施行する。

別紙1（第2条関係）

調査基準価格の算定

調査基準価格：P

$$P = \{ \text{直接工事費} \times 90\% \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65 \} \times 1.08$$

上記「計算式」で算定される調査基準価格Pは、予定価格の7/10以上、かつ予定価格の範囲内で定めることとする。

調査基準価格算出の際の端数処理は、P/1.08 値の万円未満を切り捨てるものとするが、その額が予定価格/1.08 の7/10を下回る場合は、7/10以上となるようにP/1.08 値の万円未満を切り上げるものとする。

算定方法は、費目ごとに率を乗じた値の円未満を切り捨てるものとする。

別紙 2（第 4 条関係）

落札者決定基準

見積内訳等の検討に係る判断基準について

1. 判断基準の適用について

- (1) 一般財団法人三重県武道振興会が指定した日時までに、調査資料が提出されない場合は失格とする。
- (2) 2. 見積内訳書の判断基準の（1）を満足しない場合は失格とする。

2. 見積内訳書の判断基準

見積内訳書とは、設計内訳表、明細表、単価表、施工単価表、運転単価表等を指す。

なお、設計内訳は、入札時に提出された工事費内訳書と整合が取れているものとする。

- (1) 入札時に提出された工事費内訳書において、下表の全ての費目について、一般財団法人三重県武道振興会の設計金額に下表の率を乗じた価格以上であること。

なお、端数処理は、対象額にそれぞれの率を乗じた値の円未満を切り捨てるものとする。

	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
建築工事	0.935	0.9	0.8	0.55

- (2) 設計内訳表、明細表に記載された数量が、発注者の明示する数量を満足していること。
- (3) 設計内訳書表、明細表に記載された、単価、金額の計算の整合がとれていること。（違算は認めない。ただし、金額に影響がない誤記はこの限りでない。）
- (4) 設計内訳表における千円未満の端数処理については認めることとし、端数処理の箇所については問わない。
- (5) 労務単価、作業能力、機械運転経費等は、適正に計上されていること。
- (6) 建設廃棄物は、適正な搬出先、適正な処理費用が計上されていること。